### 第2回道州制特別区域推進本部 議事録

1. 日 時: 平成 20 年 3 月 21 日(金) 8:10~8:25

2. 場 所:院内大臣室

3. 出席者:[別紙]

4. 会議の模様

(1) 開会及び内閣総理大臣挨拶

[増田道州制担当大臣] ただいまから、道州制特別区域推進本部の第2回会合を開催いたします。

それでは、福田総理大臣からご挨拶をお願いいたします。

[福田内閣総理大臣] 本日は、昨年 12 月の北海道の提案に基づき、道州制特別 区域基本方針の一部変更案を取りまとめることとします。

道州制特区は、将来の道州制の導入の検討に役立つよう、国からの事務・ 事業の移譲を進めていくものです。

各閣僚におかれては、先頭に立って積極的に取り組み、道州制の導入について国民的な議論が深まるよう一層の尽力をお願いしたいと思います。

[増田道州制担当大臣] それでは議題に入りたいと思います。本日の議題は、「道州制特別区域基本方針の一部変更について」、「道州制特別区域推進会議について」、「事務・事業の実施状況について」です。お手元にお配りした資料に基づき、事務局から説明させます。

(2) 道州制特別区域推進基本方針の一部変更及び道州制特別区域推進会議について

[事務局] 資料 1 をご覧下さい。昨年 12 月の北海道からの提案を受け、参考資料 1 のとおり政府の対応方針をまとめさせていただきました。このうち、番号に丸をつけております 1, 2, 4,5について基本方針を改正する必要があり、資料 1 のとおり道州制特別区域基本方針の一部変更案をとりまとめたところでございます。

具体的な内容につきましては、参考資料の番号1の札幌医科大学の定員自

由化に関する学則変更届出先についてですが、平成 20 年度中のできるだけ早期に制度改正を行うものとしております。次に参考資料の番号 2 についてですが、労働者派遣法に基づく医師派遣地域について、国ではなく地方が決めるというものにございまして、これはすでに政令改正により措置されております。番号 3 の地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大についてですが、これは具体的なニーズを見極めつつ継続検討としております。番号 4 についてですが、食品表示に関する監督権限のうち、都道府県域業者への措置命令について国から地方に移譲するもので、平成 20 年度中に制度改正を行うとしております。最後に番号 5 についてですが、水道法に基づく水道事業等に対する監督権限について国から地方に移譲するもので、これも平成 20 年度中に制度改正することとしております。

また、欄外の「※2」にありますとおり、水道法に基づく監督権限の移譲に伴う財源移譲については、平成21年度概算要求までに検討することとしております。

次に資料2でございます。平成19年10月に構造改革特別区域推進本部及び地域再生本部等が地域活性化統合本部に統合されたこと等に伴い、道州制特別区域推進会議及び幹事会の構成員を改正するものでございます。

最後に資料3でございます。平成19年4月から北海道に移譲された5つの 事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針に基づきフォローアップを行った結果についてご報告いたします。

国から北海道に移譲された事務・事業につきましては、北海道において適切に実施されており、広域行政の推進が着実に進展しているところでございます。

[増田道州制担当大臣] ただいまの説明に対し、御意見を伺いたいと思います。 まずは、岡山県知事からご発言願います。

[石井岡山県知事] 私は全国知事会で道州制特別委員会の委員長をしておりますので、その関係で参与をさせていただいております。参考資料4にございますとおり、北海道知事との連名で参与会議としての意見書をまとめさせていただいておりますが、私たち全国知事会といたしましても、道州制特区の取組につきましては、地方分権の一層の推進を図る上で極めて大きな意義をもつものと考えており、強くこれを支援しているところであります。

このたびの北海道の緊急提案に対して、福田総理をはじめ政府をあげて前向きな対応をいただいたことにつきまして、全国知事会といたしましても高く評価をしているところでございます。

なお、今回の提案項目のうち、水道法に基づく監督権限の移譲に伴う財源 移譲につきまして、参考資料1の欄外にありますとおり、平成21年度概算要 求までに検討とされているところでございますが、地方分権の推進につきましては、権限と財源の移譲はセットで行われることが大前提でございますので、私の方からも是非実現をしていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

私たち全国知事会といたしましては、道州制特区の取組が地方分権を一層 前進させるための先行モデルとなるよう強い関心をもって見守るとともに、 地方分権改革の総仕上げもしくは究極像として、道州制の議論を是非、前向 きに加速していただきますよう、お願いをさせていただきます。また、我々 全国知事会といたしましても、道州制特別委員会のほか様々なプロジェクト チームを通じて取り組んで参りますので、政府としても、是非、そういった 地方の声を反映していただくよう、お願いします。

また、政府におかれましては、地方分権改革推進委員会が中心となって取り組んでおられます第2期地方分権改革によりまして、地方への権限及び税財源の移譲について積極的に取り組んでいただき、着実な成果をあげていただくよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

### [増田道州制担当大臣] ありがとうございました。

次に北海道知事からご発言願います。

[高橋北海道知事] 道州制特区推進法の成立後、はじめての北海道からの提案に対しまして、政府をあげて迅速にかつ前向きに取り組んでいただいたことに心から感謝申し上げます。

今回は5項目の提案をさせていただいたところですが、その内容は、深刻な医師不足から道内の地域医療が崩壊しつつある状況を何とか食い止めたいという道民の思いによるものと、道内において発生しました牛肉の偽装事件や断水事故によりまして暮らしにおける安全・安心を取り戻したいとの道民の思いによるものであり、そして、北海道議会において自民党、民主党、共産党など全会一致で議決した上での提案であることを、国においてしっかり受け止めていただいたことに御礼申し上げます。

また、道州制特区の取組は、将来の道州制の導入の検討のため、北海道が 先兵として、北海道の提案をもとに国から道への権限移譲を積み重ねていく 制度でございまして、今回の政府の対応はそのスタートを切るものであると 認識しております。

私どもの提案に対しましては、国にはおおむね受け入れていただいたところでございますが、ただ1点だけ、参考資料1の5番目の項目にあります水道法に基づく権限移譲に関しまして、財源移譲については平成21年度概算要求までに検討と記述されているところでございますが、ただいま石井知事からも話がございました権限と財源をセットで移譲することにつきましては、

道州制特区の制度の根幹というべきものです。

制度所管の厚生労働省では、約30名の職員が全国約500の水道事業所を監督しておりますが、そのうち北海道にある23の事業者の分の権限が移譲されることから、日本水道協会及び水道技術研究センターなどに対する委託費も含め、まずは国の関連予算を明らかにしていただいた上で、平成21年度概算要求時までには必ず財源移譲の制度設計がなされるよう、よろしくお願いします。

また、次なる提案についても検討中でございまして、特に、その中のテーマの1つである観光につきましては、昨年11月の観光立国推進戦略会議におきまして、北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、北海道を日本の観光のモデル地域として積極的な国際観光の振興を図るとのご提言をいただいていることにも関係してございます。北海道におきましても、2010年には北海道への外国人観光客の目標として100万人を目指し、国のビジットジャパンキャンペーンの目標である1,000万人のうち1割を占めたいと考えているところであり、現在は8パーセントまで来ております。そして、このことの実現に向けまして道州制特区の枠組みを活用し、次なる提案として特定免税店制度の創設など、国際的に通用する質の高い観光地づくりを進めるための提案を検討しております。

現在、次の提案につきまして北海道議会で審議いただいているところでございますが、議決を得られればできるだけ早く正式提案をしたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

[増田道州制担当大臣] ありがとうございました。

他に御意見のある方はご発言願います。

[町村内閣官房長官] 私が北海道選出だからというわけではありませんが、今回北海道から提案のあった5項目にも相当な抵抗があったように聞いています。今、次なるご提案も考えておられるということでございますが、地方分権構想が進んでいくその牽引者として、積極的に大胆なご提言を引き続き出していただきたいと思いますので、ご活躍を期待するとともに、お願い申し上げます。

[増田道州制担当大臣]次回提案につきましては、北海道から正式に提案をいただきましてから、関係省庁において提案の趣旨を十分に尊重した上で、真摯に検討していくことにしております。

それでは、ほかには特に発言がないようですので、資料1の道州制特別区域基本方針の一部変更案及び資料2の道州制特別区域推進会議の一部改正については、ご了解をいただいたものとしてよろしいでしょうか。

# (「異議なし」との声あり)

[増田道州制担当大臣] それでは、本日の本部了解事項とさせていただき、資料1の道州制特別区域基本方針の一部変更案については当本部会合終了後の閣議に諮り、決定したいと考えております。

## (3) 閉会

[増田道州制担当大臣] 以上をもちまして、本日の道州制特別区域推進本部を 終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

#### (別紙)

#### 第2回道州制特別区域推進本部出席者一覧

福田 康夫 内閣総理大臣(本部長)

町村 信孝 内閣官房長官(副本部長)

增田 寛也 道州制担当大臣兼内閣府特命担当大臣(地方分権改革)

兼総務大臣 (副本部長)

鳩山 邦夫 法務大臣

(欠) 高村 正彦 外務大臣(※木村仁外務副大臣が代理出席)

額賀 福志郎 財務大臣

渡海 紀三郎 文部科学大臣

(欠) 舛添 要一 厚生労働大臣 (※岸宏一厚生労働副大臣が代理出席)

若林 正俊 農林水産大臣

甘利 明 経済産業大臣

冬柴 鐵三 国土交通大臣

鴨下 一郎 環境大臣

石破 茂 防衛大臣

泉 信也 国家公安委員会委員長兼内閣府特命担当大臣(防災、食品安全)

岸田 文雄 内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方政策、科学技術政策、

国民生活、規制改革)

渡辺 喜美 内閣府特命担当大臣(金融)

大田 弘子 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

上川 陽子 内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)

石井 正弘 岡山県知事(参与)

高橋 はるみ 北海道知事 (参与)

### 上記の他、以下が出席

大野 松茂 内閣官房副長官(政務・衆)

岩城 光英 内閣官房副長官(政務・参)

二橋 正弘 内閣官房副長官(政務・事務)

木村 勉 内閣府副大臣